

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 第18条関係

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行により、家庭的保育事業の実施において、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合について追加されたことに伴い改正を行うものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。